

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月7日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第7号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(証紙により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、使用料及び手数料を納付しようとする者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に当該使用料又は手数料を同法第231条の2の2第2号により委託して納付する場合には、証紙による収入の方法により徴収しない。</u></p> <p>(証紙の形式)</p> <p>第3条 地方自治法第231条の2第1項及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙の形式は、第1号様式による。</p> <p>(証紙の消印等)</p> <p>第16条 <u>第2条第1項に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項及び第2項に規定する課、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙を貼り付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納</u></p>	<p>(証紙により徴収する使用料及び手数料)</p> <p>第2条 略</p> <p>(証紙の形式)</p> <p>第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第231条の2第1項</u>及び地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の69第1項の証紙の形式は、第1号様式による。</p> <p>(証紙の消印等)</p> <p>第16条 第2条に規定する使用料又は手数料に係る事務を所掌する課等（香川県行政組織規則（昭和36年香川県規則第27号）第2条に規定する課、香川県教育委員会事務局組織規則（昭和44年香川県教育委員会規則第9号）第2条第1項及び第2項に規定する課、香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）第3条から第7条までに規定する課、隊及び所並びに収用委員会事務局をいう。以下同じ。）の長及び出先機関（香川県出先機関事務決裁規則（昭和44年香川県規則第5号）第2条第4号に規定する出先機関、香川県立学校条例（昭和39年香川県条例第25号）第1条に規定する高等学校及び警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年香川県条例第17号）に規定する警察署をいう。以下同じ。）の長は、当該事務に関し証紙を貼り付けた書類の提出があったときは、直ちに審査の上、その証紙に消印（第14号様式）をするとともに、証紙収納簿（</p>

簿（第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

第15号様式）に所定の事項を記載の上、検印しなければならない。ただし、特に必要があると認められる場合においては、別の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年3月16日から施行する。
（香川県会計規則の一部改正）
- 2 香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（口頭等による納入の通知） 第29条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）<u>第2条第1項ただし書</u>に規定する使用料又は手数料</p> <p>（4）～（13） 略</p>	<p>（口頭等による納入の通知） 第29条 収支命令者は、次に掲げる収入については、納入者に対し、口頭又は掲示をもって納入の通知をすることができる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）<u>第2条ただし書</u>に規定する使用料又は手数料</p> <p>（4）～（13） 略</p>